

認定試験合格者の皆様へ

「土地活用プランナー®」登録制度のご案内

公益社団法人東京共同住宅協会

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

登録制度のご案内をお送り致しますので、ご確認いただきますようお願い致します。

「公益社団法人東京共同住宅協会認定 土地活用プランナー®」として活動する為には、試験に合格した上で、当協会に登録して頂く必要がございます。

ご希望の方は、下記の内容をご確認の上、お手続き下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

■登録出来る方

土地活用プランナー認定試験に合格し、下記に記載する実務経験(関連資格であれば登録期間)を2年以上お持ちの方

【建設業関連】 (1) ゼネコン (2) ハウスメーカー (3) 設計事務所 (4) 工務店

【不動産関連】 (1) 不動産取引業 (2) 不動産賃貸業 (3) 不動産管理業

【関連資格】 (1) 弁護士 (2) 司法書士 (3) 土地家屋調査士 (4) 不動産鑑定士 (5) 公認会計士
(6) 税理士 (7) 一級建築士 (8) マンション管理士 (9) 管理業務主任者
(10) 宅地建物取引士 (11) ファイナンシャルプランナー

■初回登録料

6,480円(税込)

■支払い方法

- ①土地活用プランナーホームページからクレジットカードまたはコンビニ決済
- ②銀行振込

■登録の有効期間

登録日から2年間

■登録に必要な書類

- ①登録申請書
- ②住民票または運転免許証(両面)コピー
- ③略歴書
- ④誓約書

■登録の更新について

登録を更新する為には、有効期限が満了する前に更新の手続きが必要になります。

更新後の有効期限は2年間。更新料は12,960円(税込)

更新する為には、更新講習を受講して頂く必要があります。

【お問合せ先】 土地活用プランナー 受付センター 03-6897-4115

※具体的な登録の流れについては、別紙「土地活用プランナーご登録の流れ」参照

「土地活用プランナー®」 ご登録の流れ

①必要書類を簡易書留にて受付センターに郵送

【必要書類】 ①登録申請書 ②住民票または運転免許証(両面)コピー ③略歴書 ④誓約書

【郵送先】 〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-26-8 アーデル蒲田 406

「土地活用プランナー受付センター」



②登録料(6,480円)の支払い ※書類郵送後、一週間以内にお願ひ致します。

【支払方法】

ネット環境のある方 ⇒ 土地活用プランナーWEB (<http://tochikatsuyou.jp/>) 右上の「登録者専用ページ」から支払い手続き

※クレジットカードまたはコンビニ決済が可能。

ネット環境のない方 ⇒ 下記の銀行口座に直接振り込み

振込銀行口座: 八千代銀行 原宿支店 普通口座 0320471

公益社団法人東京共同住宅協会 土地活用プランナー口



③新規登録手続きの完了

入金確認が取れ、提出書類に不備が無ければ登録手続き完了となります。



④認定証(顔写真入りカード)の発行

【平成30年3月末日までに登録手続きが完了された方】 ⇒ 4月末までにご登録住所に郵送します。

【平成30年4月末日までに登録手続きが完了された方】 ⇒ 5月末までにご登録住所に郵送します。

以降、月末締め、翌月末頃までに送付予定。

登録申請書

協会記入欄 _____

(記入日) 平成 年 月 日

カナ	
氏名	
現住所	〒
連絡先	(自宅) (携帯)
生年月日	昭和・平成 年 月 日
性別	男性 ・ 女性

■東京賃貸住宅新聞の送付を希望する ⇒ はい ・ いいえ
(回答がない場合は希望しないものとみなします)

倫理規定・懲戒規定の内容を理解し、遵守することを誓います。

申請者氏名 (自署・捺印)

印

略 歴 書

■ 勤務先略歴 ※実務経験として認められる職歴のみご記入下さい。

(記入日) 平成 年 月 日

	勤務先名	所属部署名	業種	職種	左記の業務に従事した期間を記入してください。		
					年・月 ～ 年・月	年	ヵ月
記入例	株式会社〇〇〇	営業部	不動産業	営業職	平成5年4月～平成10年3月	5	0
1							
2							
3							
4							

■ 登録資格略歴 ※実務経験として認められる資格のみご記入下さい。

	登録資格名	左記の資格に登録していた期間を記入してください。		
		年・月 ～ 年・月	年	ヵ月
1				

略歴書の記載に虚偽がなく、登録条件を満たしていることを誓います。

申請者氏名 (自署・捺印)

印

誓約書

(記入日) 平成 年 月 日

公益社団法人東京共同住宅協会
谷崎 憲一 様

申請者氏名 (自署・捺印)

_____ 印

公益社団法人東京共同住宅協会認定土地活用プランナー資格登録の申請にあたり、協会が定めている登録の欠格事由者には該当いたしません。

また、虚偽または不正により登録を受けたことが判明した場合には、登録を抹消されても異議は申し立てません。

以上、誓約いたします。

(登録の欠格事由)

第26条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- ① 成年被後見人または被補佐人。
- ② 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者。
- ③ 土地活用事業に関連した法律に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わり5年を経過していない者。
- ④ 破産者で復権を得ない者。
- ⑤ 懲戒規定に則り登録を抹消され、その抹消の日から5年を経過していない者。